

③ 寄附金の損金算入に関する明細書

事 年	業 度	・ ・	・ ・	法人名							
公益法人等以外の法人の場合					公益法人等の場合						
一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	支 出 し た 寄 附 金 の 額	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (41の計)	1		円	損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	支 出 し た 寄 附 金 の 額	長 期 給 付 事 業 へ の 繰 入 利 子 額	25		円
		特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2					同上以外のみなし寄附金額	26		
		そ の 他 の 寄 附 金 額	3					そ の 他 の 寄 附 金 額	27		
		計 (1) + (2) + (3)	4					計 (25) + (26) + (27)	28		
		完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	5				所 得 金 額 仮 計 (別表四「25の①」)	29			
		計 (4) + (5)	6				寄 附 金 支 出 前 所 得 金 額 (28) + (29) (マイナスの場合は0)	30			
		所 得 金 額 仮 計 (別表四「25の①」)	7				同 上 の $\frac{20 \text{又は} 50}{100}$ 相 当 額	31			
		寄 附 金 支 出 前 所 得 金 額 (6) + (7) (マイナスの場合は0)	8				$\left[\frac{50}{100} \text{相当額が年200万円に満たない場合} \right]$ (当該法人が公益社団法人又は公益財団 法人である場合を除く。)は、年200万円	32			
		同 上 の $\frac{2.5 \text{又は} 1.25}{100}$ 相 当 額	9				公 益 社 団 法 人 又 は 公 益 財 団 法 人 の 公 益 法 人 特 別 限 度 額 (別表十四(二)付表「3」)	33			
		期 末 の 資 本 金 等 の 額 (別表五(一)「36の④」) (マイナスの場合は0)	10				長 期 給 付 事 業 を 行 う 共 済 組 合 等 の 損 金 算 入 限 度 額 (25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額)	34			
		同 上 の 月 数 換 算 額 (10) × $\frac{12}{12}$	11				損 金 算 入 限 度 額 (31)、(31)と(32)のうち多い金額)又は (31)と(33)のうち多い金額)	35			
		同 上 の $\frac{2.5}{1,000}$ 相 当 額	12				指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (41の計)	36			
		一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 (9) + (12) × $\frac{1}{4}$	13				国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	37			
	特对金 定す算 公る入 益寄限 増附度 進金額 法のの 人特計 等別算 に損	寄 附 金 支 出 前 所 得 金 額 の $\frac{6.25}{100}$ 相 当 額 (8) × $\frac{6.25}{100}$	14		(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28) - (36)	38					
	期末の資本金等の額の月数換算額の $\frac{3.75}{1,000}$ 相 当 額 (11) × $\frac{3.75}{1,000}$	15			損 金 算 入 限 度 額 (37) - (34) - (35)	39					
	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 ((14) + (15)) × $\frac{1}{2}$	16			計 (38) + (39)	40					
	特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2)と((14)又は(16))のうち少ない金額)	17									
	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (1)	18									
	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 本 店 等 に 対 す る 内 部 寄 附 金 額 (4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4) - (19)	19									
	損 金 不 算 入 額	同上のうち損金の額に算入されない金額 (20) - ((9)又は(13)) - (17) - (18)	20								
		国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 本 店 等 に 対 す る 内 部 寄 附 金 額 (19)	21								
		完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額 (5)	22								
		計 (21) + (22) + (23)	23								
			24								
指 定 寄 附 金 等 に 関 す る 明 細											
寄 附 し た 日		寄 附 先	告 示 番 号	寄 附 金 の 使 途	寄 附 金 額						
					41	円					
					計						
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細											
寄附した日又は支出した日		寄附先又は受託者	所 在 地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄 附 金 額 又 は 支 出 金 額						
					42	円					
					計						
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細											
支 出 し た 日		受 託 者	所 在 地	特 定 公 益 信 託 の 名 称	支 出 金 額						
						円					

別表十四(二) 令二・四・一以後終了事業年度分